河内町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、河内町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員等の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　役員等の報酬は支給しない。

（費用弁償）

第３条　役員等（河内町の特別職及び一般職の職員、社会福祉協議会の特別職及び一般職の職員で役員等を兼ねる者を除く）が招集に応じて理事会、評議員会、会計監査及び各種委員会等に出席したときは、別表第１に定める費用弁償を支給する。

（旅費）

第４条　役員等（河内町の特別職及び一般職の職員、社会福祉協議会の特別職及び一般職の職員で役員等を兼ねる者を除く）が社協の業務のため旅行したときは、別表第２に定める旅費を支給する。

（公表）

第５条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、平成１５年４月１日から適用する。

この規程は、平成２９年４月１日から適用する。

この規定は、平成３１年４月１日から適用する。

別表第１（第３条関係）

役職名	費用弁償額	備考
理事	日額　　２，２００円	
評議員	日額　　２，２００円	
監事	日額　　２，２００円	
評議員選任・解任委員	日額　　２，２００円	
その他	日額　　２，２００円	

別表第２（第４条関係）

区分	車賃 １ｋｍにつき	１日につき	備考
理事	５０円	２，２００円	
評議員	５０円	２，２００円	
監事	５０円	２，２００円	
評議員選任・解任委員	５０円	２，２００円	
その他	５０円	２，２００円	